

告 示

埼玉県さいたま県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成三十年六月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県さいたま県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年六月二十九日

埼玉県さいたま県土整備事務所長 濱 川 敦

<p>根岸本町線</p>	<p>路線名</p>
<p>川口市上青木三丁目一番一〇地先から 同市上青木一丁目一〇番一地先まで (ただし、関係図面に表示する部分に限る。)</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成三十年六月二十九日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成二十九年八月一日付け埼玉県さいたま県土整備事務所長告示第五号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長一・四五メートル</p>	<p>備考</p>